



野田市議会議員

滝本 けいいち

【連絡事務所】

住所: 〒278-0005

千葉県野田市宮崎 96-4

電話: 080-5174-4312

FAX: 047-413-0470

メール: Kei1.takimoto@gmail.com

臨時特別号

VOL. 5

2015年5月発行

6月1日より道路交通法が一部改正(自転車の規制強化)

皆さん平成27年6月1日から道路交通法が改正されることをご存知でしょうか？

自転車と歩行者による接触事故が急激に多くなっていることを背景に、今まで重視されてこなかった自転車の規制が強化されることになりました。今回の改正は、子どもたちも含めて多くの方に非常に大きな影響のある自転車の取り締まり強化が最大のポイントとなっています。

<違反をするとどうなるの？>

交通の危険を生じさせる違反を繰り返す自転車(※1)の運転者には、安全運転を行わせるため、自転車運転者講習の受講が義務付けられます。(子どもでも14歳以上は対象)

※1 3年以内に違反切符による取締り又は交通事故を2回以上起こした場合

<講習を受けないと罰金も>

講習は3時間で、講習手数料は5,700円です。(都道府県条例で定められます)

受講命令に従わなかった場合は、5万円以下の罰金が科されます。

自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規定の整備

一定の危険な違反行為をして2回以上摘発された自転車運転者(悪質自転車運転者)は、公安委員会の命令を受けてから3ヵ月以内の指定された期間内に講習を受けなければいけません。

2回以上摘発された
悪質自転車運転者

公安委員会が自転車運転者に
講習の受講を命じる

自転車運転者講習を受講

公安委員会による受講命令に
従わなかった場合

5万円以下の
罰金

具体的な違反对象は裏面をご確認ください

<違反行為の対象は？>

- ①信号無視
- ②通行禁止違反
- ③歩行者用道路徐行違反
- ④通行区分違反
- ⑤路側帯通行時の歩行者通行妨害
- ⑥遮断踏切立入り
- ⑦交差点での優先道路通行車妨害等
- ⑧交差点での右折車妨害等
- ⑨感情交差点での安全進行義務違反等
- ⑩一時停止違反
- ⑪歩道での歩行者妨害
- ⑫ブレーキのない自転車運転
- ⑬酒酔い運転
- ⑭安全運転義務違反 (※2)

※2 上記①～⑬以外でも、警察官が危険と判断した場合には摘発される可能性があります

<自転車に乗る際に注意すべきポイント>

- ・ 道路の左側を通行する。(右側通行は一発アウト)
- ・ 基本的に車道を走行し、止むを得ず歩道を通行するときは徐行する。
- ・ 歩道がない道路の路側帯で歩行者の通行を妨害してはならない。
- ・ スピード違反をしない。
(制限速度より遅くても歩行者に危険な状況であれば対象となる)
- ・ 一時停止の標識(止まれ)では一旦停止して、地面に足を付ける。
- ・ 一方通行路で「自転車は除く」という条件が付いていない場合逆走禁止
- ・ 携帯電話の使用やイヤホンで音楽を聞きながらの走行禁止
- ・ 夜間、無灯火での走行禁止
- ・ 2台以上でおしゃべりをしながらの並列走行禁止
- ・ 雨の時、傘(透明のビニール傘含)を差しての走行禁止



<自転車保険について>

①子供の自転車事故は全体の27.5%

平成26年中の交通事故で負傷した13歳未満の子供は約3万5千人ですが、そのうち、自転車乗用中であつた子供は約9千7百人(構成率27.5%)となっています。又、交通ルールを遵守して事故を起こさないようにするのはもちろんですが、それでも子どもが加害者になる交通事故を起こしてしまうことがあります。

②自転車事故で9,500万円の賠償金?

2008年9月22日に当時小学5年生だった少年がマウンテンバイクに乗り、神戸市北区の住宅街の坂道を、なんと時速30キロほどのスピードで走っていた際に、散歩中の女性(当時62歳)と正面から衝突してしまいました。その女性は約2.1メートルはね飛ばされて頭などを強く打ち、病院に搬送されましたが、頭の骨を折るなどの重傷を負ったという事件です。神戸地方裁判所は、自転車に乗っていた子供の母親に対し、合計で9520万7082円もの多額の賠償金の支払いを命じました。

③万が一に備えて、自転車も保険加入する事を推奨します

万が一のときには、当然の責任として、被害者の方の受けた損害を賠償しなければなりません。自転車の場合には、まだ保険に入ることが特別なことのように、損害賠償はすべて自己責任となってしまうケースが多いようです。もちろん子どもだけではなく大人も事故の加害者には絶対にならないとは言いきれません。「私だけは事故を起こさない」と過信せず、自転車に乗るのであれば、ぜひ自転車保険に加入して頂きたいと考えています。